

新・地域再生マネージャー事業

～地域の自立的活動・雇用創出の仕組みづくりに向けた取組を支援～

1. 事業目的

地域再生に取り組もうとする市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対して、具体的・実務的な知識やノウハウ等を有する地域再生マネージャー等、外部の専門的人材（以下「外部人材」という。）の活用に必要な経費の一部を支援することで、当該地域の段階・実情に応じた地域再生の取組を促進し、地方創生に資するよう活力と魅力ある地域づくりに寄与しようとするものです。

(※) 当事業において「地域再生」とは、地域住民の意識を醸成し、地域住民が主体となった持続可能な仕組みや体制を構築すること、さらには地域資源を活用したビジネスを創出することで、地域が自立的に活動し雇用に関与する仕組みづくりを行うことをいう。

2. 事業概要

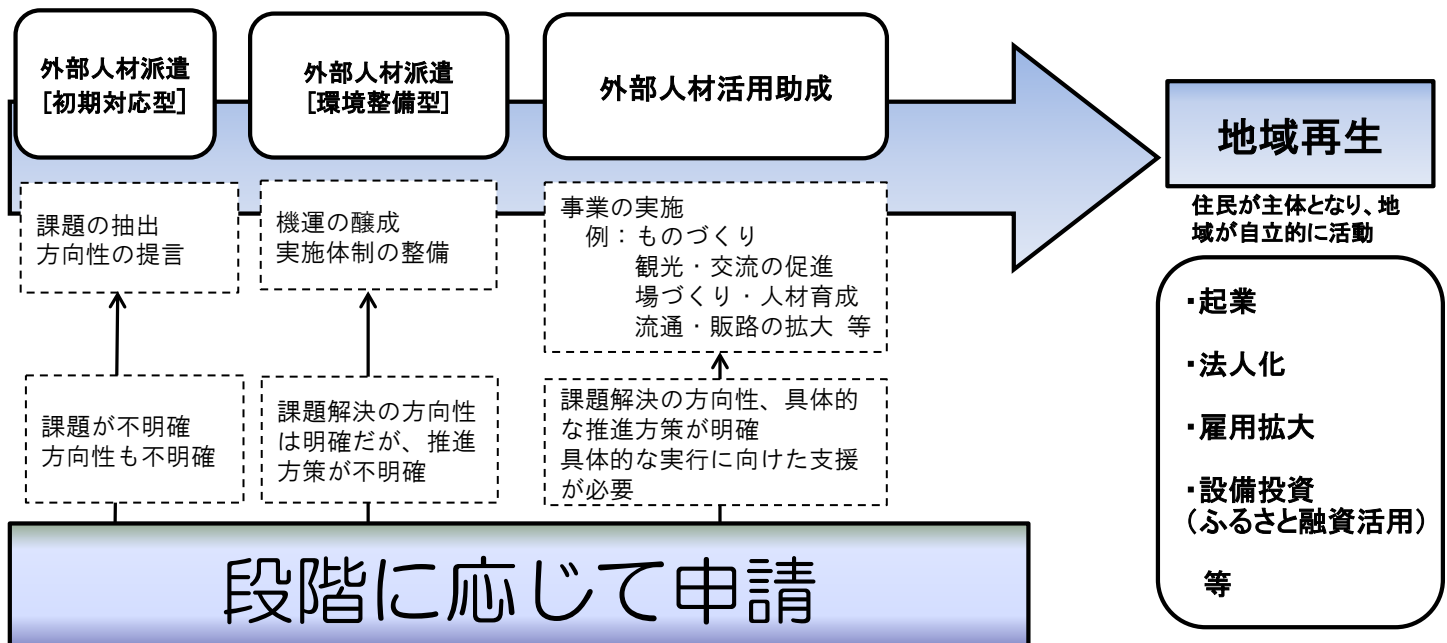
(1) 新・地域再生マネージャー事業（外部人材活用助成）

課題が明確になっており、その課題の解決に向け、市町村が戦略・ビジョン等の策定に取り組んでいる段階において、実施体制整備・基盤整備を進めることで持続可能性を高めるとともに、商品化・開発力整備を進めることでビジネスを創出するために、市町村が外部人材を活用する費用の一部を助成するものです。

(2) 新・地域再生マネージャー事業（外部人材派遣）

地域再生に取り組もうとする市町村に対して外部人材を派遣し、助言・協働等を行うものです。

地域の課題や課題解決に向けた方向性は明確になっているものの、推進方策が具体化していない段階において、地域再生の機運を醸成し、推進体制を整えるなどの環境整備を行うために外部人材を派遣する①「環境整備型」と、地域の課題や課題解決に向けた方向性が明確になっていない段階で、その解決に向けた方向性に目処をつけるため、外部人材を派遣して現地調査を行い、その方向性を提言する②「初期対応型」があります。



- ・申請を検討される場合は、事前に財団まで連絡願います。事業趣旨・内容の説明や外部人材に関する助言を行います。
- ・本事業について、詳しくは『平成27年度「新・地域再生マネージャー事業」手引き』を参照願います。

3. 公募概要

(1) 新・地域再生マネージャー事業（外部人材活用助成）

助成対象者	市町村(特別区を含む)
助成金額	助成対象経費の2/3以内(上限700万円)
助成対象経費	①外部人材の派遣に関する経費(複数人材でも可能) 外部人材の人件費(謝金を含む。)、旅費 ②その他の経費 旅費、委託料、会議費、印刷製本費、広告宣伝費、原材料費、消耗品費、通信運搬費等(消費税及び地方消費税を含む。)
助成対象期間	平成27年4月1日～平成28年2月20日
対象事業数	10件程度
公募期間	平成27年1月9日～2月13日(財団必着)
留意事項	①市町村は、都道府県を經由して、財団に申請してください。 ②期中の概算払いは行いません。 ③外部人材の派遣に関する経費は、助成対象経費の概ね半分以上に調整願います。 ④申請書は外部人材と協議のうえ作成してください。 ⑤派遣する外部人材は、原則市町村で選任してください。希望があれば財団において外部人材を紹介することも可能です。

(2) 新・地域再生マネージャー事業（外部人材派遣）

①「環境整備型」

助成対象者	市町村(特別区を含む)
派遣内容	1件当たり1人(同一の者)6回まで、1回につき2日、最大12日間の派遣。
経費	外部人材の派遣に係る費用(旅費・謝金)について、原則として財団が負担し、外部人材へ直接支払う。(算定方法については、財団の規定によります。)
派遣実施期間	平成27年4月1日～平成28年2月20日
対象件数	5件程度
公募期間	平成27年1月9日～2月13日(財団必着)
留意事項	①市町村は、都道府県を經由して、財団に申請してください。 ②派遣する外部人材は、原則市町村で選任してください。希望があれば、財団にて外部人材を紹介することも可能です。 ③1回につき2日と、派遣の時間が限られています。予め外部人材と十分に協議し、時間を有効に活用できるスケジュール調整を行ってください。 また、外部人材がセミナー、ワークショップへの参加のみとなることのないよう、地域資源の現地調査や地域住民・団体へのヒアリング等を行うことができる時間も確保願います。

②「初期対応型」

助成対象者	市町村(特別区を含む)
派遣内容	①原則として1件当たり1回(2人)まで、2泊3日の派遣。 ②最終日に調査結果を首長等に報告。
経 費	外部人材の派遣に係る費用(旅費・謝金)について、原則として財団が負担し、外部人材へ直接支払う。(算定方法については、財団の規定によります。)
派遣実施期間	平成27年7月1日 ~ 平成28年1月31日
対象件数	5件程度
公 募 期 間	平成27年4月1日 ~ 5月29日(財団必着)
留 意 事 項	①市町村は、都道府県を経由して、財団に申請してください。 ②派遣する外部人材は、財団が選任します。

<問合せ先>

(一財) 地域総合整備財団<ふるさと財団>地域再生部地域再生課
〒102-0093
東京都千代田区平河町2-5-6 新平河町ビル
【TEL】03-3263-5736
【FAX】03-3263-7887
【E-mail】saisei-ka@furusato-zaidan.or.jp
【URL】<http://www.furusato-zaidan.or.jp/>